資料３－１

令和４年度

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）
（概　要）

国民の森林・国有林

令 和 ５ 年 ９ 月

農林水産省

国有林野の現状について ・・・・ 1

「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」について ・・・・ 2

トピックス　～一般会計化後の10年を振り返る～

1．公益的機能の発揮に向けた適切な施業の推進 ・・・・・・・ 3
2．治山事業の計画的な推進と迅速な災害対策 ・・・・・・・ 4
3．優れた自然環境を有する森林の維持・保存 ・・・・・・・ 5
4．国産材の安定供給体制の構築への貢献 ・・・・・・・ 6

令和4年度の実施状況について

1　国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進
（1）公益重視の管理経営の一層の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（2）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献 ・・・・・・・・・・・ 11
（3）国民の森林（もり）としての管理経営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2　国有林野の維持及び保存 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3　国有林野の林産物の供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
4　国有林野の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
5　公益的機能維持増進協定に基づく民有林野の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
6　国有林野の事業運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
7　その他国有林野の管理経営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

注）本報告に記載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

国有林野の現状について

国有林野は国土の約２割、森林の約３割を占め、公益的機能を発揮しています。

○我が国の国土の約２割、森林の約３割を占める国有林野は、その多くが奥地の急峻な山脈や水源地域に広く分布し、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの公益的機能を発揮。

○国有林野の約９割が保安林に指定されているほか、原生的な天然林が広く分布し、野生生物の生育・生息地として重要な森林も多く、世界自然遺産の陸域の約９割が国有林野。

国有林野の分布と組織

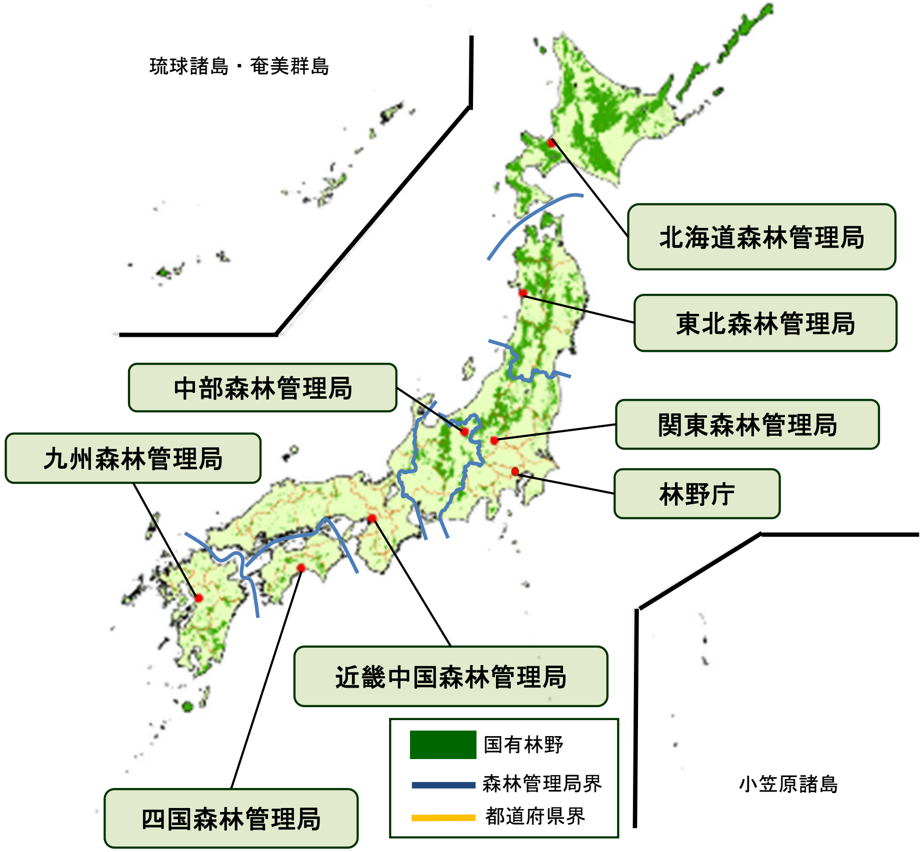

国有林野のデータ

全国に **7** の森林管理局

流域（森林計画区）を単位とした**98**の森林管理署を設置

国土面積　3,780万haのうち、国有林野（注１）面積　**758万ha**

森林面積　2,505万haのうち、国有林（注２）の割合　**30％**

（人工林面積　1,020万haのうち、国有林の割合　22％）

多様な自然を有する国有林野

91%が保安林　**13%**が保護林　**29%**が自然公園

保安林の56%が国有林野　自然公園の40%が国有林野

世界自然遺産（陸域）に国有林野が占める割合（令和４年度末現在）

知床**94%**　白神山地**100%**　小笠原諸島**81%**　屋久島**95%**　奄美・沖縄**68%**

（注１）国有林野は、国有林野管理経営法に基づく地域管理経営計画の対象（原野や附属地が含まれる）
（注２）国有林は、森林法に基づく国有林の地域別森林計画の対象（官行造林等が含まれる）

「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」について

「国有林野の管理経営に関する基本計画」（計画期間：平成31年４月から令和11年３月）に基づく管理経営の取組について、令和４年度の実施状況を公表します。

○国有林野事業では、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民の皆様からご意見を聴いた上で、10年を１期とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を５年ごとに策定し、これに基づき管理経営を行っており、前年度における実施状況について毎年９月末までにとりまとめて公表しています。

○令和４年度は、平成30年12月に定めた平成31年４月から令和11年３月までを計画期間とする管理経営基本計画に基づき、国有林野を名実ともに「国民の森林(もり)」としていくため、
①公益重視の管理経営の一層の推進、
②民有林の経営に対する支援など森林・林業再生への貢献
③「国民の森林(もり)」としての森林とのふれあいや国民参加の森林(もり)づくり等の推進
④国有林野の林産物の安定供給
などの取組を推進しました。

○この報告では、令和４年度の取組について、国民の皆様にご理解いただけるよう、全国各地で行われた事例を多く取り上げながら、できるだけわかりやすく記載しています。また、国有林野事業が平成25年度に一般会計で実施する事業に移行してから令和４年度で10年を経過したことから、冒頭のトピックスでは一般会計化後の10年間の主な取組を振り返ることとしました。

トピックス　～一般会計化後の10年を振り返る～
1．公益的機能の発揮に向けた適切な施業の推進

- 国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、重視すべき機能に応じた適切な施業を推進しており、国土の保全等の公益的機能の発揮に向けて、間伐の適切な実施や主伐後の確実な更新を図るほか、育成複層林への誘導を進めるなど、多様な森林を積極的に育成しています。
- 具体的には、間伐については、林齢やうっ閉の状況等を踏まえて適切に進めており、この10年間、年平均10万ha強を安定的に実施し、森林吸収源対策へも着実に貢献してきました。（全国森林計画に即して策定する国有林の地域別の森林計画の計画量と同程度の実績）
- また、主伐とその後の再造林については、森林資源の成熟を受け、持続的な木材供給や森林吸収量の確保に向けて次世代の資源造成を推進するとともに、多様な森林の整備に向けて育成複層林への誘導を先導的に進めていることから、増加傾向で推移しています。人工造林面積は、この10年間で年間0.5万ha程度から１万ha程度まで増加しました。（地域の木材需給動向等を踏まえながら進めており、国有林の地域別の森林計画の計画量に比べ低い水準で推移）
- 　今後とも、公益重視の管理経営を推進するために必要な施業を計画的に実施していきます。

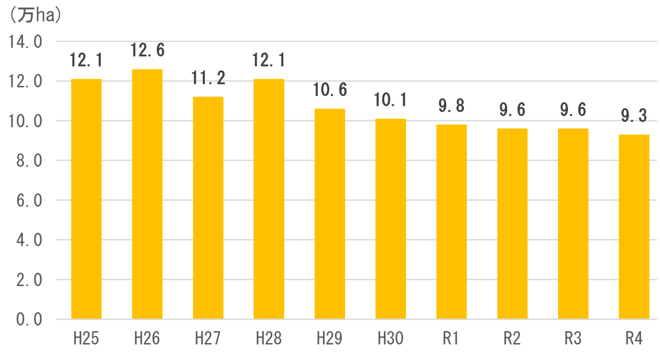

間伐面積の推移

注：森林吸収源対策の実績として把握した数値

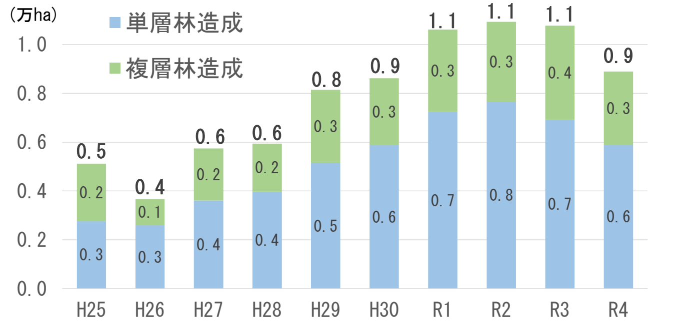

人工造林面積の推移

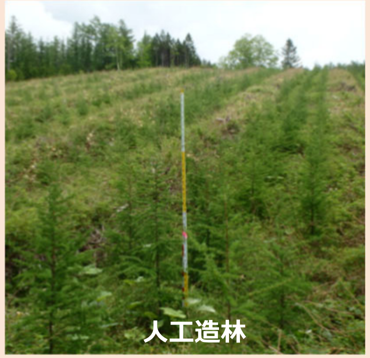

（万ha/年）	H25.4.1時点	H29.4.1時点	R4.4.1時点
間伐面積	11.0	10.4	10.3
人工造林面積	0.8	1.0	1.5

国有林の地域別の森林計画の計画量（年平均）

※全国の国有林の地域別の森林計画（158森林計画区）の平成25年、平成29年、令和４年の各４月１日時点の計画量（年平均）を合計した数値である。

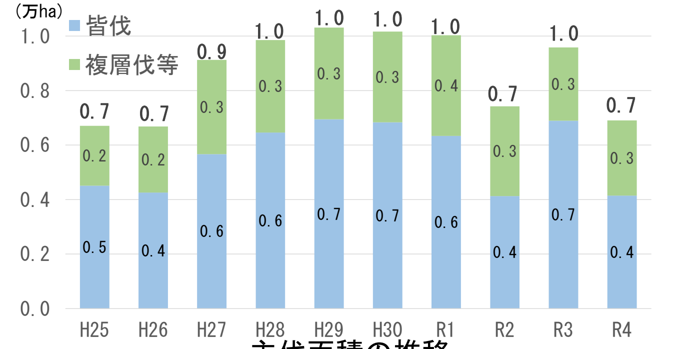

主伐面積の推移

※主伐のうち、立木販売（伐採猶予期間が通常３年）によるものについては、契約年度で計上しており、実際に伐採した年度とは異なる場合がある。

トピックス　～一般会計化後の10年を振り返る～
2．治山事業の計画的な推進と迅速な災害対策

- 国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、関係機関との連携等に努めながら、治山事業による荒廃地の整備や災害復旧等を計画的に進めています。
- この10年間、平成30年7月豪雨など国有林を含めて全国で山地災害が多発しました。こうしたことを踏まえ、平成30年度から「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」、令和３年度から「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、緊急的に対策が必要な地区における治山施設の設置や流木対策等を集中的に実施し、国土強靱化に取り組んできました。
- また、大規模山地災害が発生した際には、被害状況を速やかに調査するため、ヘリコプターやドローン等を活用した被害調査や森林管理局の管轄を超えた技術者の被災地への派遣を積極的に行ってきました。被害情報については、地方公共団体に提供するとともに、大規模な山腹崩壊等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では「民有林直轄治山事業」を行うなど、民有林への支援も含めた迅速な災害対策等に取り組んでいます。
- 今後とも、国民の安全・安心を確保するため、治山事業を計画的に推進するとともに、迅速な災害対策を図っていきます。

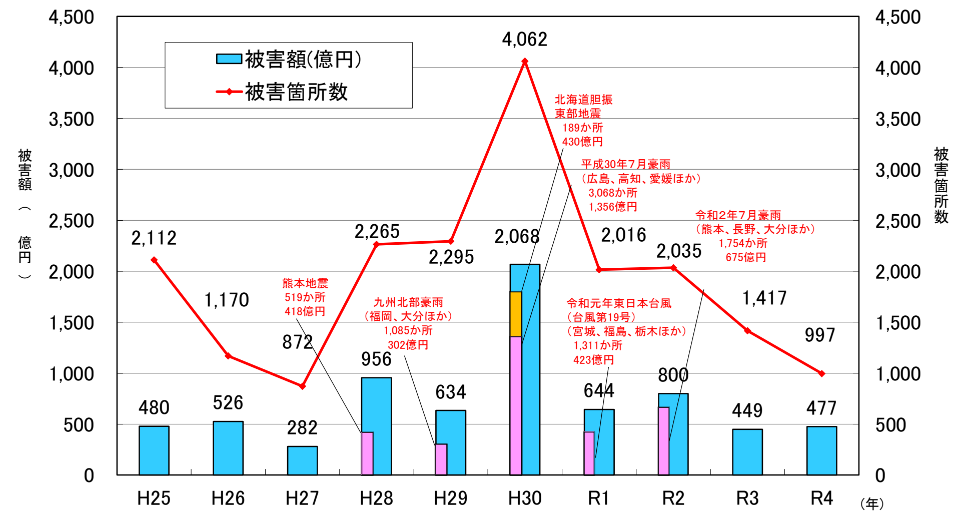

全国の山地災害の発生状況

うち国有林

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
被害額（億円）	46	90	65	199	55	257	121	108	75	114
被害箇所数	155	161	106	403	263	733	292	226	155	127

職員の主な派遣実績

発生年月	災害名	派遣延べ人数
平成28年　４月	平成28年熊本地震	約400人
平成29年　７月	九州北部豪雨等	約500人
平成30年　７月	平成30年７月豪雨	約920人
平成30年　９月	北海道胆振東部地震	約490人
令和元年　９月	令和元年房総半島台風（台風第15号）	約160人
令和元年　10月	令和元年東日本台風（台風第19号）	約640人
令和２年　７月	令和２年７月豪雨	約170人
令和３年　８月	台風第９号に係る温帯低気圧	約50人
令和４年７・８月	令和４年７・８月豪雨	約130人

派遣職員による被害調査

国土強靱化対策の施工事例

山腹工
（令和４年３月　高知県馬路村）

流木捕捉式治山ダム工
（令和４年３月　北海道伊達市）

防潮工
（令和３年３月　鹿児島県いちき串木野市）

トピックス　～一般会計化後の10年を振り返る～
3．優れた自然環境を有する森林の維持・保存

- 奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、希少な野生生物が生育・生息しており、生物多様性の保全の観点から、保護林制度等を通じてこのような森林の適切な保護・管理に取り組んでいます。
- 平成27年度においては、大正４年に発足した保護林制度について、これまでの生物多様性の保全に対する知見の蓄積等を踏まえ、分かりやすく３区分に再編しました。また、<u>地域の関係者や専門家等の意見を聴きつつ</u>、新規設定や拡充を行い、<u>この10年間で保護林の面積を4.6万ha増加</u>させました。
- なお、令和３年には、平成29年度に新たに設けた森林生態系保護地域を含む「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が、我が国で５箇所目となる世界自然遺産に登録されました。
- 昆明・モントリオール生物多様性枠組において2030年までに陸と海の30%以上の区域を保全することが目標として掲げられましたが（<u>30by30目標</u>）、現状で20.5%となっている<u>陸域の保護地域のうち約４割を保護林や緑の回廊をはじめとした国有林野</u>が占めています。今後、環境省が行う国立・国定公園（保護地域）の新規指定・拡張等にも適切に対応していきます。

年度	箇所数	面積(万ha)	主な新規設定等
H25	853	96.8	宮島特定動物生息地保護林(広島県)
H26	855	96.8	地峯水生生物生息地保護林(奈良県)
H27	保護林制度の見直しによる再編		
H28			
H29	666	97.7	やんばる森林生態系保護地域(沖縄県)
H30	667	97.8	猪八重照葉樹林生物群集保護林(宮崎県)
R1	661	97.8	
R2	661	97.8	
R3	661	98.1	新村照葉樹林生物群集保護林(宮崎県)
R4	658	101.4	狩場山･大平山周辺森林生態系保護地域(北海道)

※箇所数と面積は各年度末時点

保護林の設定状況

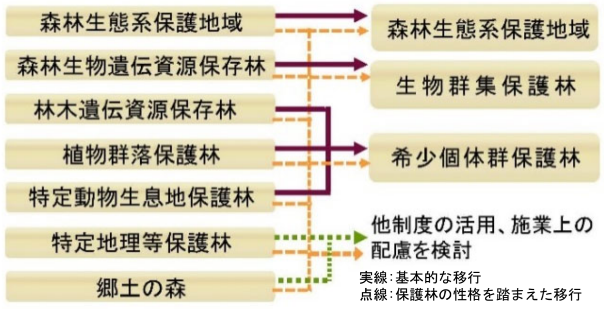

保護林の区分の見直し

やんばる森林生態系保護地域
（平成29年12月設定）

区分			面積(万ha)	陸域に占める割合	保護地域に占める割合
保護地域			775	**20.5%**	100%
	うち国有林野		309	8%	**40%**
		保護林	98	3%	13%
		緑の回廊	58	2%	8%
		その他	152	4%	20%

30by30目標における現状の保護地域

※生物多様性国家戦略2023-2030（令和５年３月閣議決定）における数値

狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域（令和５年３月設定）

トピックス　～一般会計化後の10年を振り返る～
４．国産材の安定供給体制の構築への貢献

- 国有林野事業では、地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めています。
- この10年間、国有林材の供給量は国産材供給量全体の15%前後を維持しながら増加傾向で推移し、森林・林業基本計画の目標に沿った国産材全体の供給量の拡大に貢献しました。（我が国の人工林面積に占める国有林の割合は約２割）
- なお、令和２年度の新型コロナウイルス感染症の影響による丸太需要の減少や令和３年度の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）による国産丸太への重要の高まりに対応し国有林材の供給時期の調整等を行い、供給調整機能の発揮に努めました。
- また、国有林材の供給に当たっては、森林管理局長が製材工場等の需要者と協定を締結して山元から直送する「システム販売」に取り組んでおり、公募・選定時の評価等を通じて国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に貢献しています。
- 引き続き国有林材の持続的かつ計画的な供給を進め、国産材のシェア拡大による海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築に貢献していきます。

平成28年閣議決定			令和3年閣議決定		
H26年（実績）	H32(R2)年（目標）	H37(R7)年（目標）	R元年（実績）	R7年（目標）	R12年（目標）
24	32	40	31	40	42

森林・林業基本計画における木材供給量の目標　（百万m³）

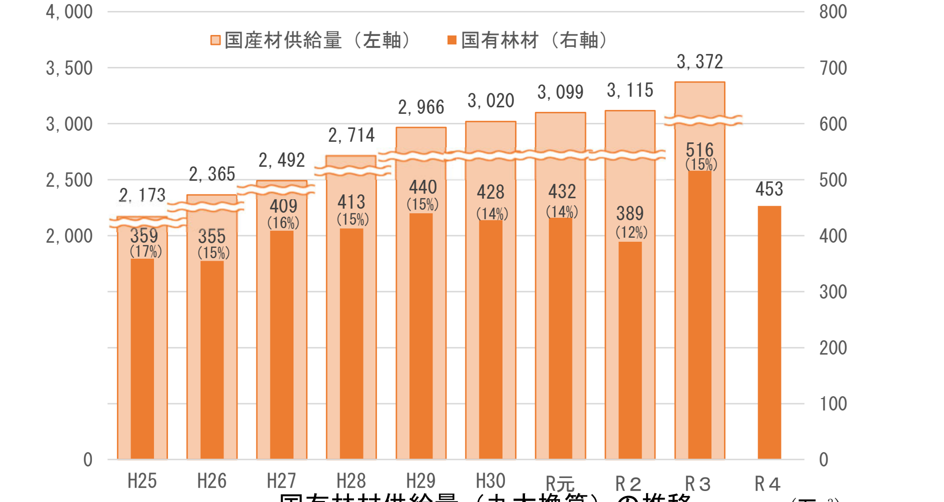

国有林材供給量（丸太換算）の推移　（万m³）

※国産材供給量は、林野庁「木材需給表」上の数値であり、暦年の合計である。
※国有林材は、立木販売量を丸太換算した推計量と素材（丸太）販売量の年度の合計である。

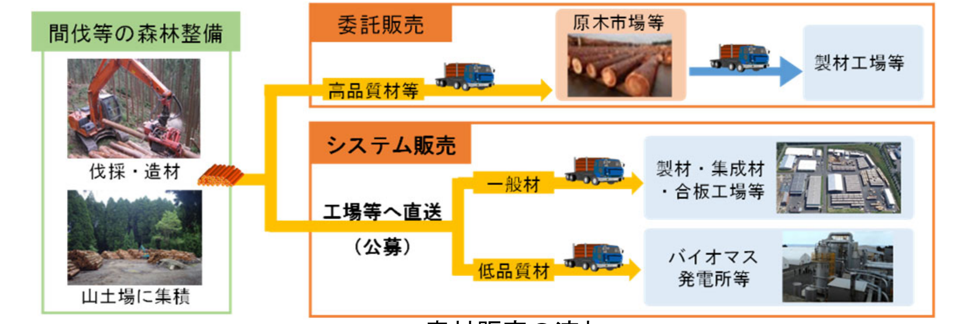

素材販売の流れ

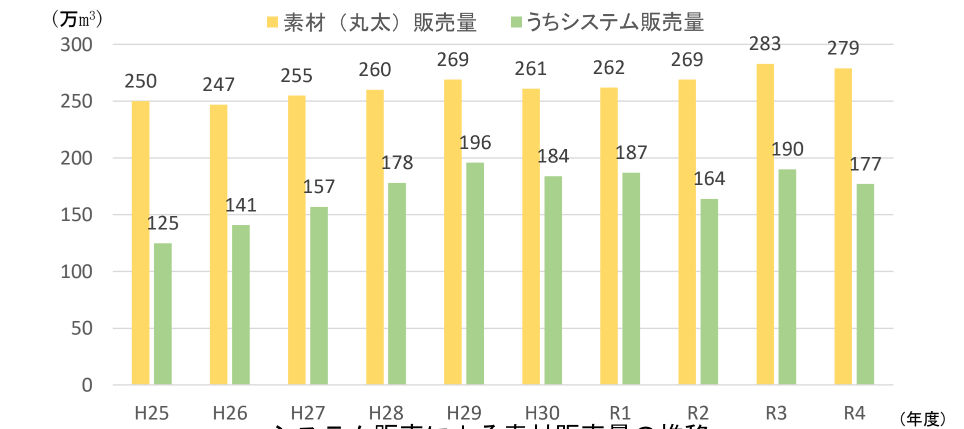

システム販売による素材販売量の推移

1　国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進
（１）公益重視の管理経営の一層の推進

国有林野を公益林として適切かつ効率的な森林施業等を実施しました。

重視すべき機能に応じた管理経営の推進

- ■国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の５つのタイプに区分し、公益林として管理経営
- ■公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即した適切かつ効率的な森林施業等を実施

機能類型区分ごとの考え方及び面積

機能類型区分	機能類型区分の考え方	面積 (令和５年４月１日現在)
山地災害防止タイプ	山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	153万ha (20%)
自然維持タイプ	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など、属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	172万ha (23%)
森林空間利用タイプ	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	43万ha (６%)
快適環境形成タイプ	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	0.2万ha (0%)
水源涵養タイプ	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	390万ha (51%)

事例①　林地保全に配慮した森林施業の推進

九州森林管理局では、令和４年11月に、林地保全に配慮した森林施業の考え方の定着に向けて、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所関西支所から講師を招いて講演会を開催し、監督業務を担う職員等に対して森林施業に伴う山地災害リスクの評価手法や対応方法について解説して頂くとともに、意見交換を実施しました。

また、宮崎森林管理署都城支署では、当該講演会の内容をより広く共有するため、令和５年１月に署の職員や林業事業体を対象に現地検討会を開催し、車両系による搬出が可能か、集材路を作設する場合に避けるべき危険地形はないか等について意見交換を行いました。

現地検討の様子

安全・安心な暮らしを確保するため、治山事業により荒廃地の復旧整備等を進めました。
森林の適切な整備・保全や効率的な林産物の供給等を行うための路網整備を進めました。

治山事業の実施

■ 治山事業による荒廃地の整備や災害復旧等を計画的に実施。都道府県から要請のあった民有林において、民有林直轄治山事業を実施
■ 水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、関係省庁等と連携して流域治水を推進。森林管理局等の職員を派遣し、民有林の支援も含めた迅速な災害対策を実施

路網の整備

■ 林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を推進（令和４年度末の林道：13,467路線、46,192km）
■ 災害の激甚化に対応できるよう、排水機能の強化などにより、路網の強靱化・長寿命化を推進
■ 国有林野と民有林野が一体となって計画的かつ効果的に整備

事例②　地域の安全・安心の確保に向けた災害復旧

九州森林管理局では、平成29年7月の九州北部豪雨により山腹崩壊や治山施設被害が多数発生した福岡県朝倉市において、県や市と連携し、被災箇所の復旧に取り組んでいます。

これまで、同市の民有林において、発災直後から応急対策を実施するとともに、平成30年度からは「朝倉地区民有林直轄治山事業」に着手し復旧整備を進めてきました。

令和９年度までに治山ダム98基・山腹工12haを施工する計画のうち、事業開始から５年目となる令和４年度末時点で、治山ダム64基・山腹工9haが完成しています。

山腹崩壊の様子

完成後の様子

事例③　被災した民有林林道の早期復旧に向けた技術支援

令和４年７月の記録的な大雨により、宮城県大崎市の民有林林道において、多数の被害が確認されたことから、東北森林管理局は、大崎市からの要請を受け、被災した林道の早期復旧に向けて、職員３名を派遣しました。

派遣された職員は、特に被害の大きかった地域の林道の被害状況調査を行い、被害額の算定、災害申請の可否の検討、復旧方針の策定等の技術支援を行いました。

現地調査の様子

2050年カーボンニュートラルの実現等に向けて、間伐等の森林整備・保全や木材の有効活用に取り組みました。

地球温暖化対策の推進

- ■ 地球温暖化対策計画等に基づき、積極的な間伐、適正な再造林等、健全な森林の整備・保全を率先して実施
- ■ 炭素貯蔵に貢献するため、庁舎整備や森林土木工事において木材を積極的に活用

事例④　特定苗木の活用による成長の旺盛な若い森林の造成

北海道森林管理局では、通常の苗木より成長が優れていて、炭素を固定する能力の高いクリーンラーチ（カラマツとグイマツをかけあわせて開発された特定苗木）の植栽を進めており、令和４年度の北海道森林管理局におけるクリーンラーチの植栽実績は約16万本と、５年前の４倍に増加しています。

十勝西部森林管理署東大雪支署のクリーンラーチを植栽した箇所では、植栽５年後となる令和４年度には植栽木の平均樹高が約３ｍに達しました。植栽前に笹等の植生の回復を遅らせる大型機械地拵えを実施したこともあり、通常の苗木では５回必要となる下刈りが全て不要となりました。

クリーンラーチ（植栽５年後）

事例⑤　庁舎整備における木材利用

中部森林管理局では、岐阜県下呂市にある森林技術・支援センター庁舎の建替えにあたって、スギ材を使用したＣＬＴ等の木材を積極的に活用し、特に玄関ホールは、木材が来庁者の目に触れるようＣＬＴ等を現（あらわ）し※で活用しました。

来庁者からは、「木の温もりが感じられる」、「玄関ホールでＣＬＴの活用状況が良く見える」等の声が寄せられています。

※柱や梁等の木材を見せるように仕上げること

新庁舎の外観

玄関ホールの様子

生物多様性の保全に向けて、「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理や、地域の方々等と連携した多様で健全な森林（もり）づくりを推進しました。

生物多様性の保全

- ■生物多様性保全の上で極めて重要な原生的な天然林等の「保護林」や「緑の回廊」の適切な保護・管理（P15参照）
- ■針広混交林化、里山等の積極的な整備など、地域の方々等と連携した多様で健全な森林づくりを推進
- ■渓流沿いや尾根筋等の森林を保護樹帯等として保全

事例⑥　荒廃した植生の回復に向けた取組

三重森林管理署の大杉谷国有林は、標高差が1,400m近くあり多様な森林が連続してみられる学術的に貴重な地域で、森林生態系保護地域に設定しています。

昭和30年代の台風による大規模な風倒被害やニホンジカの個体数増加により森林が衰退し、未立木地が拡大したことから、植生保護柵等の設置、大杉谷国有林で採取した種から育てた苗木の植栽、シカの捕獲等に取り組んできました。

令和４年度は、環境省近畿地方環境事務所と連携して約30名のボランティアの方々と60本のトウヒ等の幹に保護ネットを巻いたほか、約0.5haの未立木地への苗木の植栽や、85頭のニホンジカの捕獲を行いました。これまでの取組により、植生保護柵等を設置した箇所でトウヒやヒノキ等の生育が確認されています。

植生保護柵内で成長したトウヒ

事例⑦　浅間山におけるイヌワシ復活プロジェクト

東信森林管理署は、令和４年８月に環境省信越自然環境事務所と共同で、浅間山におけるイヌワシ保護増殖事業実施計画を策定しました。この計画は、主伐や列状間伐などの森林施業を進めることで、イヌワシの狩場となる開放空間を創出するとともに、餌動物の生息状況のモニタリングを行うことで、浅間山周辺でのイヌワシのつがい形成と繁殖につなげることを目標としています。取組の実施に当たっては、長野イヌワシ研究会及び日本自然保護協会と連携して行います。

令和４年度は、国有林野内の主伐箇所で、信越自然環境事務所が設置したセンサーカメラにより、餌動物の生息状況の調査等が行われました。

イヌワシの狩場となる皆伐跡地

国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林への普及を念頭においた技術開発や林業事業体の育成に取り組みました。

林業の成長産業化に向けた技術開発・実証と普及

- ■ 民有林への普及を念頭においた林業の低コスト化等に向けた技術開発を、産学官連携の下で実施
- ■ 事業での実用化を図りつつ、現地検討会の開催等により民有林における普及・定着を推進

林業事業体の育成

- ■ 総合評価落札方式や複数年契約等の活用により、生産性向上や労働安全対策に配慮した事業を推進
- ■ 樹木採取権制度の活用により、一定期間、安定的に事業量を確保することで、林業経営者を育成

事例⑧　下刈り作業の省力化に向けた取組

北海道森林管理局では、林業労働力の確保が課題となっている中、労働強度を軽減するために、下刈りの機械化の取り組みを進めています。

これまでに、局管内の15署において、乗車型草刈機、リモコン式機械等を活用した下刈りを実施し、刈払い機による下刈りに比べて体力的な負担が小さいことや、キックバックのおそれがなく、安全性が高いこと、また遠隔操作により蜂刺されの防止にもなることなどの効果を確認しました。

令和４年度は、７箇所で現地検討会を開催し、これらの効果を市町村等に紹介しました。なお、機械の使用により、多少の刈残しが発生するものの、トドマツの成長には支障のないことがわかった一方、カラマツについては継続的に検証を行うこととしています。

乗車型草刈機による下刈りの様子

樹木採取権の設定箇所

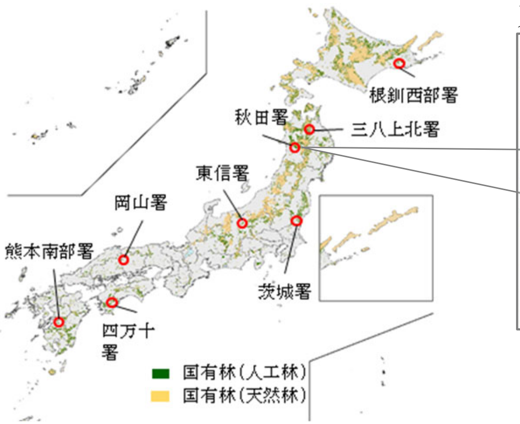

東北森林管理局秋田森林管理署の例

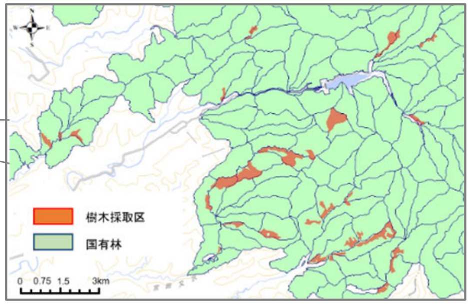

※一団の国有林野の区域において、伐期を迎えた人工林を選定

樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況

区　分	権利の設定状況		事業の実施状況		
	権利設定件数(件)	区域面積(ha)	採取箇所面積(ha)	素材生産量(㎥)	再造林面積(ha)
令和３年度	6	1,473	-	-	-
令和４年度	2	466	30	10,439	12
累計	8	1,940	30	10,439	12

注：計の不一致は四捨五入によるもの。区域面積は皆伐相当。採取箇所面積と再造林面積が異なるのは、採取と再造林の実施年度が異なる場合があるため。

民有林と連携した施業や市町村行政の支援、森林・林業技術者の育成等に取り組みました。

民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

- 森林管理署と民有林所有者等との間で協定を締結して連携して森林施業を進める「森林共同施業団地」を設定（令和４年度末172箇所）
- 路網の整備や土場の共同利用等を連携して実施

森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

- 地域で指導的な役割を果たす森林総合監理士を育成
- 森林経営管理制度の適切な運用に向けて市町村行政を支援
- 林業関係の教育機関における人材育成を支援

事例⑨　民有林と連携した施業の推進

三八上北森林管理署では、新郷村において民有林と国有林が隣接する地域の効率的な森林整備に向けて、令和４年度に、新郷村、地域の林業・木材産業関係者と森林整備推進に係る五者協定を締結し、総面積3,328haの森林共同施業団地を設定しました。

当該団地内では森林整備に必要な路網が十分整備されていないことから、民有林と国有林が連携して路網の整備や共同土場（ストックヤード）を設置することにより、計画的、効率的な森林整備に取り組むこととしています。

路網整備計画の検討の様子

事例⑩　国有林野のフィールドを活用した地域の林業従事者の育成支援

長崎森林管理署では、長崎県森林組合連合会が「緑の雇用」事業として実施している「フォレストワーカー研修」について支援を行っています。

令和４年度は、７月から12月にかけて、地拵、植付、下刈り、除伐、間伐について講義や国有林野の現場での実習を行いました。間伐については、その目的や選木の方法、伐倒方法、かかり木の処理手順等について指導を行い、基本に忠実に作業することで労働災害発生のリスクをなくすことの大切さを指導しました。

伐倒作業の実習の様子

1　国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進
（3）国民の森林としての管理経営

「国民の森林」として、情報の受発信や森林環境教育、国民参加の森林づくりを推進しました。

- ■「地域管理経営計画」の策定等に当たって地元懇談会を行うなど、情報の受発信を推進
- ■様々な主体と連携し、森林・林業等への理解を深める森林教室等を開催
- ■ボランティア団体等と森林管理署等が協定を締結し、森林づくり活動の内容に応じて「ふれあいの森」や「社会貢献の森」、「木の文化を支える森」等を設定するとともに、技術指導等の支援を実施

事例⑪　教職員と児童を対象とした森林教室

木曽森林管理署では、王滝村教育委員会からの依頼により、令和４年度に教職員を対象として、昭和59年に発生した長野県西部地震による被災箇所等の治山事業による復旧状況の見学等の研修を行いました。

その後、参加した教職員から、児童たちにも被災地の復旧状況や災害の規模を体感させたいとの要望があったことから、児童を対象とした森林教室を実施しました。教室では、現地の見学とあわせて、裸地と森林から流れ出る水の量や色を比較する模型実験を行い、児童からは「森林ではない方からは茶色い水が一気に流れてしまうのに、森林からはきれいな水が徐々に流れ出てくるのに驚いた」等の感想があり、治山事業について理解を深めてもらうことができました。

模型を使用した実験に見入る児童

事例⑫　「社会貢献の森」における植樹活動

鹿児島森林管理署は、令和４年８月、様々な業種の企業等で構成される「かごしま持続可能な次世代の杜協議会」と社会貢献の森「かごしま持続可能な次世代の杜」協定を締結しました。同協議会は、霧島山に広葉樹等を植栽することにより多様性のある豊かな森林の整備と保全を行うこととしています。

令和４年11月には、協定箇所において、同署、鹿児島県、同協議会等による植樹祭が開催され、緑の少年団や森林ボランティア団体など270名が参加し、ヤマザクラ、イロハモミジ、ヤマボウシなど11種類の苗木2,000本が植えられました。

植樹祭の植付の様子

2　国有林野の維持及び保存

国有林野の維持・保存に必要な森林の巡視や森林病虫害の防除、鳥獣被害の防除等を実施しました。

森林の巡視、森林病虫害の防除等

- ■ 来訪者の集中により、植生の荒廃等が懸念される国有林野において「グリーン・サポート・スタッフ」による巡視、植生保護のための柵の整備等を実施
- ■ 地域の関係者と連携して、松くい虫被害やナラ枯れ等の森林病虫害の拡大を防ぐための対策を実施

鳥獣被害の防除

- ■ シカなど野生鳥獣による被害を防止するため、地域の関係行政機関やＮＰＯ等と連携し、地域の特性に応じて、鳥獣の捕獲、生息状況・行動把握調査、防護柵設置等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に推進（令和４年度のシカ捕獲頭数：30,394頭）

事例⑬　地域と連携した松林保全活動

福井県敦賀市にある日本三大松原の一つである気比（けひ）の松原は、市街地を潮害から守る機能と、その優れた景観による保健休養機能をあわせ持つことから、潮害防備保安林及び保健保安林に指定されているとともに、名勝、若狭湾国定公園、レクリエーションの森等として、多くの人々に親しまれています。

福井森林管理署では、松くい虫被害等により松林が衰退しつつあり、防災林機能の低下等が危惧されたことから、平成25年３月に、後世に引き継ぐべき貴重な財産として松原の適正な保全管理に資することを目的に、「気比の松原100年構想」を策定しました。同署による松くい虫被害の防除に加え、毎年、近隣の小中学校・高校の児童・生徒と松葉かきや外来植物の駆除を実施しています。

生徒による松葉かき

事例⑭　ニホンジカ捕獲用小型囲いわな「こじゃんと１号、２号」の普及

高知中部森林管理署では、令和４年度に香美市及び香美猟友会と「香美市シカ被害対策及びジビエ活用推進連携協定」を締結し、森林技術・支援センターが開発した低コストで軽量かつ組立てが容易な小型囲いわな「こじゃんと２号」を貸し出してニホンジカの効率的な捕獲を推進しています。また、止めさしを容易にできる「こじゃんと２号」の特性を活かし、捕獲したニホンジカのジビエ利用を推進することとしています。

四国森林管理局では、平成29年に「こじゃんと１号、２号」を開発して以降、各種イベントなど様々な機会を捉えてＰＲに努めており、令和４年度までに、全国で341基が導入されています。

囲いわな「こじゃんと2号」の設置について説明する様子

2　国有林野の維持及び保存

「保護林」や「緑の回廊」の適切な保護・管理、希少な野生生物の保護を行いました。

「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

- 原生的な天然林等を「保護林」に設定し、森林や動物等の状況変化の定期的なモニタリング調査を行い、適切な保護・管理を実施（令和４年度末658か所、約101万４千ha、前年度から約3万3千ha増）
- 保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図り、野生生物の移動経路を確保するため、「緑の回廊」を設定（令和４年度末24か所、約58万４千ha）
- 関係機関や研究機関等との連携を図りながら、国有林野内に生育・生息する希少な野生生物の保護を推進

保護林の区分

区分	箇所数	面積(万ha)	目　　的	代表的な保護林（都道府県）
森林生態系保護地域	31	73.6	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理	知床（北海道）、白神山地（青森県、秋田県）、小笠原諸島（東京都）、屋久島（鹿児島県）、西表島（沖縄県）
生物群集保護林	96	23.7	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理	利尻島（北海道）、蔵王（宮城県、山形県）、北アルプス（富山県、長野県）、剣山（徳島県）、霧島山（宮崎県、鹿児島県）
希少個体群保護林	531	4.0	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理	シマフクロウ（北海道）、笠堀カモシカ（新潟県）、立山オオシラビソ（富山県）、高野山コウヤマキ（和歌山県）、奄美群島アマミノクロウサギ等（鹿児島県）
合計	658	101.4	－	－

注：令和５年３月末現在の数値である。

事例⑮　ブナの北限地帯の保護林の拡張

渡島森林管理署管内にある狩場山地周辺は、ブナの北限地帯であり、原生的な天然林や希少種であるクマゲラ、クマタカの分布域となっていることから、平成５年に森林生態系保護地域に設定しました。

北海道森林管理局では平成29年度に保護林管理委員会から「当該保護地域の周囲のクマゲラの生息・繁殖地となっている原生的なブナ林を取り込む形で森林生態系保護地域を拡充すべき」との提言を受けたことを踏まえ、ブナの分布状況、クマゲラの営巣・繁殖域の調査等を実施し、令和５年３月に、当該保護地域に後志森林管理署管内の３つの保護林及びそれらを囲む原生的なブナ林等を統合し、「狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域」を設定しました。

保護林設定箇所(狩場山)

3　国有林野の林産物の供給

木材の安定供給体制の構築に向けて、国有林材の安定的な供給に取り組みました。

- ■ 地域における木材の安定供給体制の構築等を図るため、木材を持続的・計画的に供給
- ■ 需要拡大や加工・流通の合理化に取り組む工場等と協定を締結し木材を安定的に供給する「システム販売」を民有林とも連携して推進
- ■ 民有林からの供給が期待しにくい樹種等の計画的な供給を実施

伐採量、供給量、販売量の関係

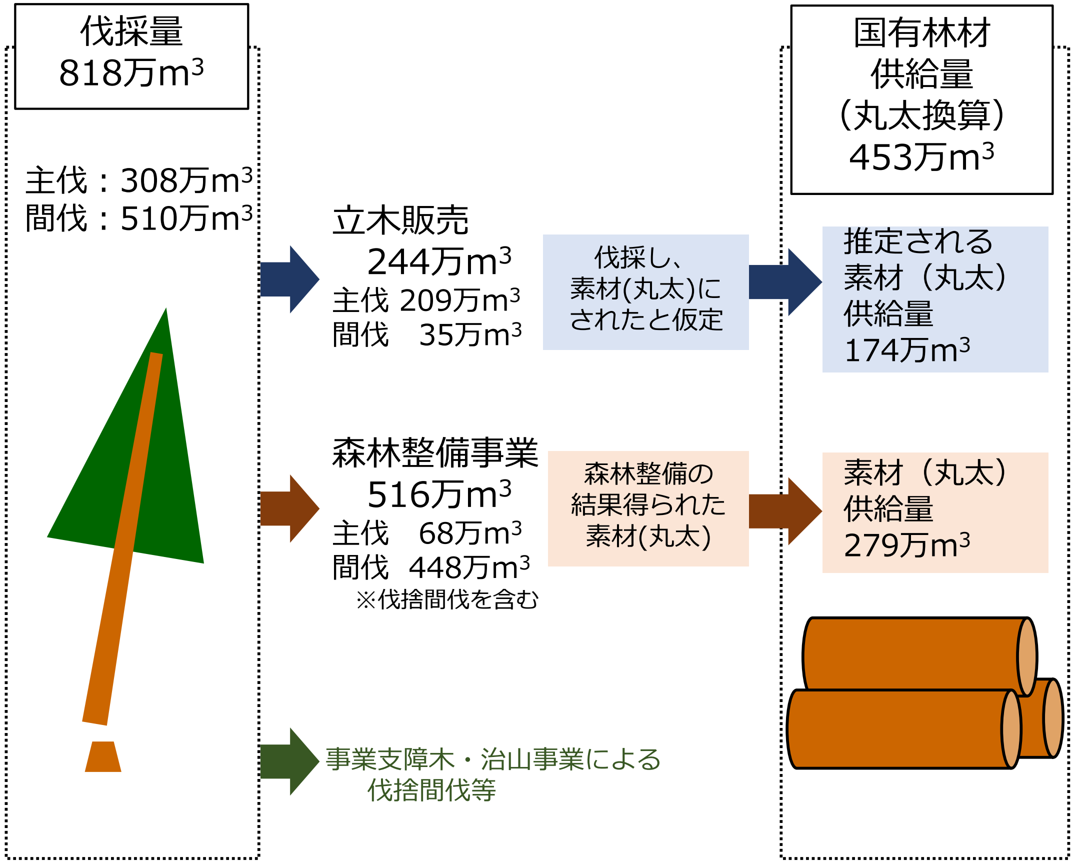

事例⑯　民有林と連携したシステム販売の取組

中部森林管理局では、平成26年度より管内民有林との共同土場を活用した「民有林と連携したシステム販売」を実施しています。

木曽森林管理署の薮原（やぶはら）土場を活用した販売については、９年間にわたる継続した取組により、木材需要者に広く認知されています。

令和４年度は、木曽森林組合、木曽森林管理署及び中信森林管理署が、合わせて10,467m³（民有林2,729m³、国有林7,738m³）のカラマツ丸太をこの土場で販売し近隣の合板工場等が購入しました。民有林と国有林が協調することによって、木材供給の大ロット化や年間を通じた安定供給を実現することで、合板工場での国産材使用比率の向上に資するとともに、共同土場での効率的な丸太仕分けや大型トレーラーの活用による大量輸送が可能になりました。

共同土場に集積されたカラマツ材

地域産業の振興や住民福祉の向上等に資する国有林野の貸付け等を適切に行いました。

国有林野の活用の適切な推進

■農林業をはじめとする地域産業の振興や住民福祉の向上等に寄与するため、地方公共団体等に対して国有林野の貸付けや売払い、共用林野の設定等を実施

国有林野の用途別貸付け等の状況

区分	令和３年度（ha）	令和４年度（ha）
農耕・採草放牧地	10,022	9,983
道路敷	14,525	14,584
電気・通信事業用地	17,406	17,650
ダム・堰堤敷	3,441	3,423
森林空間総合利用事業用地	9,089	8,979
その他	17,286	17,355
合計	71,768	71,974

注：1　面積は、各年度期末現在の数値である。
　　2　貸付け等には、貸付け、使用許可・承認を含む。
　　3　計の不一致は、四捨五入による。

事例⑰　広域的な送電網の整備に向けた国有林野の貸付け

福島森林管理署及び磐城森林管理署は、一般送配電事業者が東北地域と関東地域を新たに接続する送電線を整備するための敷地等として、令和４年度に国有林野の貸付けを行いました。本事業は、東日本大震災を背景に強靭かつ持続可能な電力供給体制の確立を図るために電力会社等が電気事業法に基づき策定した「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」によるもので、大規模災害時における地域間での電力の融通による安定供給や電力取引の活性化、再生可能エネルギーの導入拡大を目的としているものです。国土保全、生物多様性保全等の公益的機能の発揮と、地域の合意形成に十分留意しながら、当該国有林野の貸付けを行い、多くの国民が裨益することになる重要な公益事業に貢献しています。

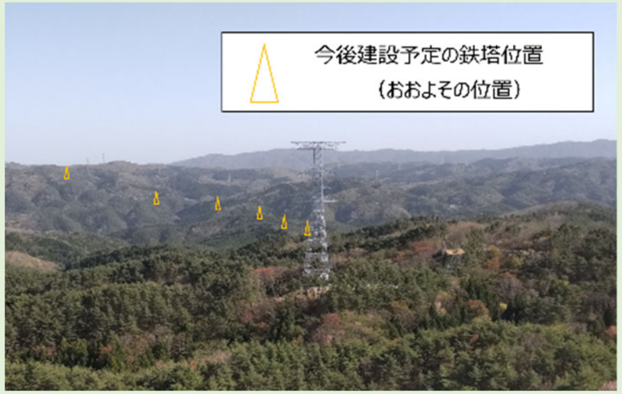

新たな貸付箇所

レクリエーションの森の活用に取り組みました。

公衆の保健のための活用の推進

- ■森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」に設定
- ■特に景観等の優れた箇所を「日本美しの森 お薦め国有林」として選定し、環境整備等を重点的に推進
- ■国立公園と重なる地域のうち、知床、日光、屋久島等を重点地域として環境省との連携を強化

レクリエーションの森の現況及び利用者数

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積(千ha)	利用者数(百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	79	94	19	高尾山 (東京)、赤沢 (長野)、剣山(徳島)、屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	87	22	11	白神山地・暗門の滝(青森)、金華山(岐阜)、赤西 (兵庫)
風景林	145	62	43	えりも(北海道)、芦ノ湖 (神奈川)、嵐山(京都)
森林スポーツ林	26	3	3	筑波山 (茨城)、滝越(長野)、扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	164	49	16	天狗山(北海道)、裏磐梯デコ平(福島)、向坂山(宮崎)
風致探勝林	75	13	7	温身平(山形)、駒ヶ岳(長野)、虹ノ松原 (佐賀)
合　計	576	243	99	

注：箇所数及び面積は令和５年４月１日現在の数値であり、利用者数は令和４年度の参考値。

事例⑱　地域と連携した「日本美しの森 お薦め国有林」の利用環境の整備

檜山森林管理署管内にある「日本美しの森 お薦め国有林」の「縁(えん)桂(かつら)風景林」は、ブナ、イタヤカエデを主とした天然林とトドマツ、カラマツ等の人工林からなり、山麓には「森の巨人たち百選」に選定されている「縁桂」があります。同署では、縁桂レクリエーションの森協議会と連携して歩道の整備等を実施しており、令和４年度には、老朽化が目立っていた木橋を再整備しました。

連理の木「縁桂」

再整備された木橋

5　公益的機能維持増進協定に基づく民有林野の整備等

国有林野と一体として整備・保全すべき民有林野の整備等に取り組みました。

- ■国有林野に隣接・介在し、公益的機能に悪影響を及ぼすおそれ等のある民有林野について、「公益的機能維持増進協定制度」を活用し、間伐等を一体的に実施

事例⑲　浜松市における公益的機能維持増進協定に基づく森林整備

天竜森林管理署管内の国有林に囲まれた民有林において、間伐の遅れから林内が暗くなり、下層植生の衰退による公益的機能の低下が懸念されていました。

そのため、関東森林管理局では、山地災害の防止や水源の涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、平成30年度に民有林所有者と公益的機能維持増進協定を締結し、間伐を実施しました。これにより、林内の光環境が改善され、令和４年度の林内巡視では、草本類が生育していることと、表土の流出や侵食が見られないことを確認しています。

施業後の林内の様子

6　国有林野の事業運営

ＧＩＳ、ドローン等を活用し、効率的な事業の実行に努めました。

- ■伐採、造林等の実施行為は民間事業者へ委託
- ■国有林ＧＩＳやレーザ計測、ドローン等を、職員が積極的に活用
- ■令和４年度は187億円の債務返済を行い、累積返済額は1,545億円

事例⑳　先端技術を活用した監督業務の効率化

近畿中国森林管理局では、令和４年度において、同局管内の８つの森林管理署等における20件の治山工事の監督業務で遠隔臨場※を実施しました。遠隔臨場を導入することにより、工事現場への移動時間が削減できる、臨機応変な立会が可能となる等の効果があり、受発注者双方を対象としたアンケート調査において「業務の効率化等が図られる取組である」との好意的な意見が多数を占めました。

※監督職員が工事現場で行う段階確認、材料検査、立会について、ウェアラブルカメラ等により映像と音声を森林管理署のモニターに配信することで、監督職員が工事現場に行かずに監督業務を行うこと。

遠隔臨場による監督業務の様子

7　その他国有林野の管理経営

東日本大震災からの復旧・復興に当たって、海岸防災林の復旧再生や森林整備の再開に取り組みました。

- 海岸防災林の復旧・再生について、企業・NPO等の民間団体の協力を得ながら、保育事業を実施
- 福島県内の国有林野において森林整備等を推進し、地域の復興に貢献

事例㉑　民間団体の協力による海岸防災林の再生

東北森林管理局では、海岸防災林の再生に向けて、NPO、企業等の民間団体の協力を得ながら、下刈り等の保育を推進しています。令和４年度には、協定を締結している民間団体35団体が、協定箇所49箇所（総面積14ha）において、下刈り、つる切や枝打ち等の保育作業を実施しました。

枝打・つる切作業中の様子

事例㉒　避難指示解除後の森林整備の推進

磐城森林管理署では、令和４年度、飯舘村からの要望を受け、「里山再生事業」として村内の神社周辺の国有林野で除伐及び丸太筋工の森林整備を行い、里山を安心して利用できるような環境を創出しました。また、旧避難指示区域等内における森林整備に向けて、川内村内にある林道の新設工事を行いました。

林道の新設工事完了後の様子